

不利益処分の処分基準

担当部署:都市整備部まちづくり推進課

No.008

| | |
|-----------|---|
| 処 分 名 | 清算金の分割徴収又は分割交付に伴う利子 |
| 処 分 の 概 要 | 清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において当該清算金に付すべき利子は土地区画整理法第 103 条第 4 項の規定による公告があった日の翌日における法定利率とし、第 1 回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付する |
| 根拠法令等・条項 | 土地区画整理法施行令（平成 30 年政令第 183 号）年第 6 1 条第 1 項 |
| 処 分 基 準 | <p>清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において当該清算金に付すべき利子は土地区画整理法第 103 条第 4 項の規定による公告があった日の翌日における法定利率とし、第 1 回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付する</p> <p>（修正前） 清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において当該清算金に付すべき利子は年 6 パーセントとし、第 1 回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。</p> |
| 設 定 年 月 日 | 平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：令和 2 年 4 月 1 日） |
| 備 考 | |

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

土地区画整理法施行令

第六十一条 法第一百十条第二項の規定により清算金（法第百十一条の規定により相殺することができる場合においては、その相殺をした後の残額。以下この条において同じ。）を分割徴収し、又は分割交付する場合において当該清算金に付すべき利子の利率は、法第百三条第四項の規定による公告があつた日の翌日における法定利率（分割徴収する場合にあつては、当該法定利率以内で規準、規約、定款又は施行規程で定める率）とし、第一回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。